

## 登録書提出の留意点

### 1 障がい者雇用促進企業登録申請書（第1号様式）

(1) 業者統一番号

あいち電子調達共同システムで入札参加資格申請時に取得した業者統一番号を記入してください。

(2) 「1 業種」

卸売業、サービス業、小売業、製造業、建設業、運輸業、その他の業種（ ）  
別を記入してください。

(3) 「2 資本金・出資総額」

資本金等を記入してください。

(4) 「3-① 雇用労働者数」

障がい者雇用状況計算書（第2号様式）の⑧欄の数を記入して下さい。

(5) 「3-② 除外率」

別表の除外率表から該当する業種の除外率を記入してください。

(6) 「3-③ 基礎となる雇用労働者数」

「①雇用労働者数」から「①雇用労働者数」に「②除外率」を乗じて得た数（その数に1人未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）を控除した数を記入してください。

(7) 「3-④ 雇用すべき障がい者数」

「基礎となる雇用労働者数」に3.6%を乗じて得た数（その数に1人未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）を記入してください。

(8) 「3-⑤ 障がい者雇用数」

障がい者雇用状況計算書（第2号様式）の⑨の数を記入して下さい。

(9) 「3-⑥ 障がい者雇用率」

「⑤ 障がい者雇用数」を「③基礎となる雇用労働者数」で除して100を乗じて得た数（小数点以下第2位四捨五入）を記入してください。

### 2 障がい者雇用状況計算書（第2号様式）

(1) 「③ 障がい者雇用算定年月」

申請日の属する月を除く、直近の過去1年間を記入してください。

(2) 「④ 雇用労働者数」

各月の初日の雇用労働者数（「常用雇用労働者数」※1 + 「短時間雇用労働者数」※2 × 0.5）を記入してください。

※1 「常用雇用労働者数」

次のように1年以上継続して雇用される者をいいます。ただし、雇用保険上の

「短時間労働被保険者」であるものは含まれません。

- ア 雇用期間の定めのない労働者
- イ 一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用される者であっても、その期間が反復更新されて事実上アと同様の状態にあると認められるもの
- ウ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上アと同様の状態にあると認められるもの

※2「短時間雇用労働者数」

雇用保険の短時間労働被保険者である方の数を記入してください。

- ア 1週間の所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満であること。
- イ 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。

(3) 「⑤ 常用雇用障がい者数」

「④ 常用雇用労働者数」のうち常用雇用障がい者数を記入してください。

ア 身体障がい者

原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方、7級の障がいを2つ以上重複している方とします。

イ 重度身体障がい者

身体障がい者のうち1級又は2級とされる方です。

ウ 知的障がい者

児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第9条の障害者職業センターにより知的障がい者と判定された方とします。

エ 重度知的障がい者

次のいずれかに該当する方です。

- (ア) 愛護手帳等で療育程度が「A」とされている方
- (イ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による愛護手帳等の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書をもっている方
- (ウ) 障害者職業センターにより重度知的障がい者と判定された方

オ 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の等級が1級から3級に該当する方です。

(4) 短時間雇用障がい者数

身体障がい者、重度身体障がい者、知的障がい者、重度知的障がい者、又は精神障がい者で次の条件に該当し、雇用保険の短時間労働被保険者である方の数を記入してください。

- ア 1週間の所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満であること。
- イ 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。

(5) 「⑦ 合計」

(「ア 重度の身体障がい者及び知的障がい者数」×2)  
 + 「イ ア以外の身体障がい者及び知的障がい者数」  
 + 「ウ 精神障がい者数」  
 + 「エ 重度の身体障がい者及び知的障がい者数」  
 + (「オ エ以外の身体障がい者及び知的障がい者」×0.5)  
 + (「カ 精神障がい者数」×0.5)  
 で得た数値を記入してください。

別表

除外率表

除外率設定業種	除外率
・ 下記以外の業種	0%
・ 非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業を除く。） ・ 船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・ 航空運輸業 ・ 倉庫業 ・ 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	5%
・ 採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・ 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） ・ その他の鉱業 ・ 水運業	10%
・ 非鉄金属第1次製錬・精製業 ・ 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	15%
・ 建設業 ・ 鉄鋼業 ・ 道路貨物運送業 ・ 郵便業（信書便事業を含む。）	20%
・ 港湾運送業	25%
・ 鉄道業 ・ 医療業 ・ 高等教育機関	30%
・ 林業（狩猟業を除く。）	35%
・ 金属鉱業 ・ 児童福祉事業	40%

・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	45%
・石炭・亜炭鉱業	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%
・幼稚園	60%
・船員等による船舶運航等の事業	80%